

平成25年7月30日

投資主各位

東京都渋谷区道玄坂一丁目16番3号  
アクティビア・プロパティーズ投資法人  
執行役員 坂根 春 樹

## 第2回投資主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第2回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、平成25年8月19日（月曜日）午後6時までに到達するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項に基づき、本投資法人規約第14条第1項において「みなし賛成」に関する規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成するものとみなされますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

<本投資法人現行規約第14条第1項>

「投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。」

### 記

1. 日 時 平成25年8月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム 7階 「ホールD7」（受付6階）  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 投資主総会の目的である事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である東急不動産アクティビア投信株式会社による「運用状況報告会」を実施する予定です。ご多忙と存じますが、ご参加いただければ幸いです。
  - ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、招集ご通知を発出した日から本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、本投資法人のホームページ (<http://www.activia-reit.co.jp/>) に修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」と略します。）を改正する法律が国会で可決成立したことに伴い、以下の規定を新設するものです。
  - ① 投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるとの規定を新設するものです（規約第5条第2項関係）。
  - ② 一定の日及びその日以後遅滞なく投資主総会を招集する旨の定めとして、本投資法人の投資主総会は、平成27年8月15日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎に同様とする旨、並びに、必要あるときはそれ以外に随時投資主総会を開催する旨の規定を新設するものです（規約第9条第2項関係）。
  - ③ 改正後の規約第9条第2項第一文に基づき開催される投資主総会については、開催日の公告をすることを要しないとの規定を新設するものです（規約第9条第3項関係）。
  - ④ 上記のうち、規約第5条第2項及び第9条第3項の規定につきましては、投信法の改正法の施行の日（改正法の公布の日から1年6ヶ月以内で政令で定める日）に効力を生じるとの附則を新設するものです（規約第9章関係）。
- (2) 上記(1)②の規約第9条第2項第一文に基づき開催される投資主総会において、権利を行使できる投資主様を定めるための基準日の規定を新設するものです（規約第15条第1項関係）。
- (3) 一般社団法人投資信託協会による「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」において、利益を超えた金銭の分配に関する規定が一部改正されたことにあわせて、該当する規約の規定を整備するものであります（規約第35条第2項関係）。
- (4) 上記のほか、平成25年1月4日付にて社団法人投資信託協会が一般社団法人に移行したこと、並びに、法令及び一般社団法人投資信託協会規則の表記との整合性の観点から、必要な表現の変更、統一及び明確化を行うとともに、字句の修正及び条項数の整備等を行うものであります（規約第6条第3項、第9条第1項、第10条、第11条第1項、第15条第1項後段、第17条第1項、第20条第1項及び第2項、第21条第1項、第22条、第23条、第29条第1項第(2)号⑥及び第(3)号⑤、第33条第1項、第35条第1項、第37条第1項第(1)号②関係）。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し）</p> <p>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>第5条（投資主の請求による投資口の払戻し及び合意による自己の投資口の取得）</p> <p>1. <u>本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないものとする。</u></p> <p>2. <u>本投資法人は、投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとする。</u></p>
<p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. ～2. （条文省略）</p> <p>3. 本投資法人の<u>執行役員</u>は、第1項の範囲内において、役員会の承認を得た上でその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、執行役員が決定し、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。</p>	<p>第6条（発行可能投資口総口数）</p> <p>1. ～2. （現行どおり）</p> <p>3. 本投資法人は、第1項の範囲内において、役員会の承認を得た上でその発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの払込金額は、執行役員が決定し、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として役員会で承認した金額とする。</p>
<p>第9条（開催及び招集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合の<u>ほか</u>、役員会の決議に基づき執行役員1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>予め</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p>	<p>第9条（開催及び招集）</p> <p>1. 本投資法人の投資主総会は、法令に別段の定めがある場合を<u>除き</u>、役員会の決議に基づき執行役員1名の場合は当該執行役員が、執行役員が2名以上の場合は役員会において<u>あらかじめ</u>定めた順序に従い執行役員の1名がこれを招集する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2. 本投資法人の投資主総会は、東京都23区内において招集する。</p>	<p>2. <u>本投資法人の投資主総会は、平成27年8月15日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の8月15日及び同日以後遅滞なく招集する。また、本投資法人は、必要あるときは随時投資主総会を招集する。</u></p> <p>3. <u>投資主総会を招集するには、執行役員は、投資主総会の日<del>の</del>2月前までに当該日を公告し、当該日の2週間前までに、投資主に対して、書面をもってその通知を発しなければならない。但し、前項第一文の定めに従って開催された直前の投資主総会の日から25月を経過する前に開催される投資主総会については、当該公告をすることを要しない。</u></p> <p>4. 本投資法人の投資主総会は、東京都23区内において招集する。</p>
<p>第10条（議長）</p> <p>本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において<u>予め定めた順序に従い</u>執行役員の1人がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会において<u>予め定めた順序に従い</u>、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。</p>	<p>第10条（議長）</p> <p>本投資法人の投資主総会の議長は、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>執行役員の1人がこれに当たる。但し、議長たる執行役員に事故がある場合は、役員会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>、ほかの執行役員又は監督役員の1人がこれに代わるものとする。</p>
<p>第11条（決議）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>のほか</u>、出席した投資主の議決権の過半数によって行う。</p> <p>2. ～3. （条文省略）</p>	<p>第11条（決議）</p> <p>1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合<u>を除き</u>、出席した投資主の議決権の過半数によって行う。</p> <p>2. ～3. （現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. 投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議を経て法令に従い<u>予め公告して定める基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</u></p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第15条（基準日等）</p> <p>1. <u>本投資法人が第9条第2項第一文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、本投資法人は、平成27年5月末日及び以後隔年毎の5月末日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする。また、本投資法人が第9条第2項第二文の規定に基づき投資主総会を招集する場合には、かかる投資主総会において権利を行使すべき投資主は、本投資法人が役員会の決議により定め法令に従い<u>あらかじめ公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主とする。</u></u></p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めが<u>ない限り</u>、投資主総会の決議をもって選任する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p>	<p>第17条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <p>1. 執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めが<u>ある場合を除き</u>、投資主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>第20条（招集）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において<u>予め定めた順序に従い</u>執行役員の1人がこれを招集し、その議長となる。</p>	<p>第20条（招集）</p> <p>1. 役員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、執行役員が1人の場合は当該執行役員が、執行役員が2人以上の場合は役員会において<u>あらかじめ定めた順序に従い</u>執行役員の1人がこれを招集し、その議長となる。</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 役員会の招集通知は、<u>会日の3日前</u>までに執行役員及び監督役員の全員に対して、発するものとする。但し、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>2. 役員会の招集通知は、<u>役員会の日</u>の3日前までに執行役員及び監督役員の全員に対して、発するものとする。但し、執行役員及び監督役員の全員の同意を得て、招集期間を短縮し又は招集手続を省略することができる。</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>第21条 (決議等)</p> <p>1. 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがない限り、議決に加わることができる構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>第21条 (決議等)</p> <p>1. 役員会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員の過半数が出席の上、出席者の過半数をもつて行う。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>第22条 (役員会規程)</p> <p>役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める「役員会規程」による。</p>	<p>第22条 (役員会規程)</p> <p>役員会に関する事項については、法令及び本規約に定めるものを除き、役員会において定める「役員会規程」による。</p>
<p>第23条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、投資主総会において選任する。但し、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りではない。</p>	<p>第23条 (会計監査人の選任)</p> <p>会計監査人は、投資主総会によって選任する。但し、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りではない。</p>
<p>第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>(1) (条文省略)</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>①～⑤ (条文省略)</p>	<p>第29条 (資産運用の対象とする資産の種類、目的及び範囲)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>⑥ 不動産に関する匿名組合出資持分（投資者の一方が相手方の行う不動産等の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。）</p> <p>⑦ （条文省略）</p> <p>(3) （条文省略）</p> <p>①～④ （条文省略）</p> <p>⑤ 匿名組合出資持分証券（金融商品取引法に規定するものをいい、当該匿名組合の営業者が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。）</p> <p>2. ～4. （条文省略）</p>	<p>⑥ 不動産に関する匿名組合出資持分（投資者の一方が相手方の行う不動産及び本号①乃至⑤に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産の2分の1を超える額を不動産及び本号①乃至⑤に掲げる資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分をいう。）</p> <p>⑦ （現行どおり）</p> <p>(3) （現行どおり）</p> <p>①～④ （現行どおり）</p> <p>⑤ 匿名組合出資持分証券（金融商品取引法に規定する匿名組合出資持分をいい、当該匿名組合の営業者が運用のために保有する資産の2分の1を超える額を不動産等に対する投資として運用するものに限る。）</p> <p>2. ～4. （現行どおり）</p>
<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）、社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(4) （条文省略）</p>	<p>第33条（資産評価の方法、基準及び基準日）</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含む。）、<u>一般</u>社団法人投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、次のとおり運用資産の種類毎に定める。</p> <p>(1)～(4) （現行どおり）</p>



現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第1項第(2)号⑦に定めるもの） 信託財産である匿名組合出資持分について(4)に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(6) 有価証券（第29条第1項第(3)号、第2項第(3)号乃至第(7)号、第(9)号、第(10)号、第(12)号又は第(15)号に定めるもの） 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>(7)～(9)（条文省略）</p>	<p>(5) <u>信託財産を主として</u>不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（第29条第1項第(2)号⑦に定めるもの） 信託財産である匿名組合出資持分について(4)に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とする。</p> <p>(6) 有価証券（第29条第1項第(3)号、第2項第(3)号乃至第(7)号、第(9)号、第(10)号、第(12)号又は第(15)号に定めるもの） 当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（<u>金融商品</u>取引所における取引価格、<u>日本証券業協会</u>等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。）とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</p> <p>(7)～(9)（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(10) その他 上記に定めがない場合には、社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p>	<p>(10) その他 上記に定めがない場合には、<u>一般</u>社団法人投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる会計の基準により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、社団法人投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」に従うものとする。</p> <p>(1)～(3) (条文省略)</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、前項第(2)号で定める分配金額に<u>当該営業期間の減価償却額に相当する額を上限として本投資法人が決定する額を</u>加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>3. ～4. (条文省略)</p>	<p>第35条 (金銭の分配の方針)</p> <p>1. 分配方針 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとするほか、金銭の分配にあたっては、<u>一般</u>社団法人投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」に従うものとする。</p> <p>(1)～(3) (現行どおり)</p> <p>2. 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、前項第(2)号で定める分配金額に<u>一般社団法人投資信託協会の規則において定める金額を</u>加算した額を、分配可能金額を超えて分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が法令に定める投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>3. ～4. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. （条文省略）</p> <p>(1) （条文省略）</p> <p>① （条文省略）</p> <p>② 運用報酬Ⅱ</p> <p>第1期営業期間の運用報酬Ⅱは無しとする。第2期以降の各営業期間については、「本投資法人の当該決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期における発行済み投資口の総数で除した金額（以下「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、「当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」と、100分の0.0002を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。すなわち、以下の計算式で算出される。</p> <p>運用報酬Ⅱ＝運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×NOI×0.0002%（上限料率の場合） （1円未満切捨て）</p> <p>本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間の決算確定後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。</p>	<p>第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>(1) （現行どおり）</p> <p>① （現行どおり）</p> <p>② 運用報酬Ⅱ</p> <p>第1期営業期間の運用報酬Ⅱは無しとする。第2期以降の各営業期間については、「本投資法人の当該決算期における運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額（以下で定義される。）を当該決算期における発行済み投資口の総数で除した金額（以下「運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金」という。）」に、「当該営業期間における不動産賃貸収益の合計から不動産賃貸費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）を控除した金額（以下「NOI」という。）」と、100分の0.0002を上限として資産運用会社との間で別途合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満を切捨てる。）を運用報酬Ⅱとする。すなわち、以下の計算式で算出される。</p> <p>運用報酬Ⅱ＝運用報酬Ⅱ控除前一口当たり分配金×NOI×0.0002%（上限料率の場合） （1円未満切捨て）</p> <p>本投資法人は、各営業期間に係る運用報酬Ⅱを、当該営業期間の決算確定後、3ヶ月以内に資産運用会社に対して支払う。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>なお、運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（運用報酬Ⅱ及び控除対象外消費税等控除前）に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。</p> <p>(2)～(3) (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p>	<p>なお、運用報酬Ⅱ控除前分配可能金額とは、日本国において一般的に公正妥当と認められる企業会計基準に準拠して計算される税引前当期純利益（運用報酬Ⅱ及び控除対象外消費税等控除前）に繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいうものとする。</p> <p>(2)～(3) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第9章 附 則</p> <p><u>第1条 (改正の効力発生)</u></p> <p>1. <u>第5条第2項の新設にかかる改正は、投資法人が投資主との合意により自己の投資口の有償での取得を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p> <p>2. <u>第9条第3項の新設にかかる改正は、投資主総会の招集手続における公告の省略を認める投信法の改正の施行日に効力を生じる。</u></p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員坂根春樹は、平成25年9月7日をもって任期満了となります。つきましては、執行役員1名の選任をお願いするものであります。なお、選任される執行役員の任期は、平成25年9月8日より2年とします。

また、執行役員の選任に関する本議案は、平成25年6月28日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
さか ね はる き 坂 根 春 樹 (昭和29年1月27日)	昭和52年4月 日本勧業角丸証券株式会社 昭和53年11月 東急不動産株式会社 不動産流通部 昭和56年11月 東急不動産地域サービス株式会社 出向 昭和60年10月 東急不動産株式会社 建売住宅営業 部 昭和62年4月 同 流通営業部 平成2年4月 同 財務部 平成7年4月 同 都市事業本部 テナント営業部 課長 平成9年4月 同 都市事業本部 ビル営業部 課長 平成12年10月 同 財務部 課長 平成16年4月 同 都市事業本部 プロパティマネジ メント部 統括部長 兼 ビル営業部 統括部長 平成17年4月 同 都市事業本部 ビル運営事業部 統括部長 平成20年4月 同 執行役員 ビル事業本部 ビル運 営事業部 統括部長 平成21年4月 同 執行役員 ビル事業本部 副本部 長 兼 ビル運営事業部 統括部長 兼 ビル営業部 統括部長 平成22年4月 同 執行役員 ビル事業本部 副本部 長 兼 ビル運営事業部 統括部長 平成23年4月 同 グループ執行役員 (現任) 平成23年4月 T L Cタウンシップ株式会社 (現 東急不動産アクティビア投信株式会 社) 出向 代表取締役 (現任) 平成23年9月 アクティビア・プロパティーズ投資 法人 執行役員 (現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東急不動産アクティビア投信株式会社の代表取締役を兼務しております。その他、執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、補欠執行役員の選任に関する本議案は、平成25年6月28日開催の役員会における本投資法人の監督役員全員の同意をもって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
ほそ い なり あき 細 井 成 明 (昭和39年1月15日)	昭和62年4月 東急不動産株式会社 入社 総務部 昭和62年4月 同 ビル計画本部 昭和63年4月 同 ビル事業本部 平成4年7月 同 都市事業本部 平成6年10月 株式会社東急総合研究所 出向 平成9年10月 東急不動産株式会社 企画室 平成10年4月 同 都市事業本部 平成11年4月 同 ビル事業本部 平成12年7月 同 都市事業本部 課長 平成22年4月 同 商業施設事業本部 商業施設開発部 統括部長 平成23年4月 T L Cタウンシップ株式会社 (現東急不動産アクティビア投信株式会社) 出向 常務取締役 兼 資産運用部長 平成25年4月 同 常務取締役 (現任)	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である東急不動産アクティビア投信株式会社の常務取締役であります。その他、補欠執行役員候補者と本投資法人の間には、特別の利害関係はありません。
- ・なお、上記補欠執行役員については、その就任前に本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。



#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員山田洋之助及び有賀美典の両氏は、平成25年9月7日をもって任期満了となります。つきましては、監督役員2名の選任をお願いするものがあります。なお、本議案において選任される監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する平成25年9月8日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位 及び重要な兼職の状況	所有する 本投資法人 の投資口数
1	やま だ よう の すけ 山田洋之助 (昭和34年5月2日)	平成元年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 長島・大野法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所） 平成元年10月 山田法律事務所 パートナー 平成6年12月 三洋貿易株式会社 社外監査役（現任） 平成8年1月 学校法人田園調布雙葉学園 理事（現任） 平成16年3月 ヒゲタ醤油株式会社 監査役（現任） 平成16年6月 三菱倉庫株式会社 社外監査役（現任） 平成17年1月 最高裁判所司法研修所教官 刑事弁護 平成17年5月 山田・合谷・鈴木法律事務所 代表パートナー（現任） 平成18年5月 稲畑産業株式会社 独立委員（現任） 平成18年6月 兼松株式会社 社外監査役（現任） 平成22年4月 独立行政法人日本司法支援センター 東京地方事務所 副所長（現任） 平成23年9月 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員（現任）	0口
2	あり が よし のり 有賀美典 (昭和39年7月19日)	平成元年10月 中央新光監査法人 平成6年3月 公認会計士登録 平成7年10月 プライスウォーターハウスクーパース アムステルダム 出向 平成12年9月 中央青山監査法人 平成16年9月 公認会計士有賀美典事務所（現任） 平成16年9月 税理士酒巻敬二事務所 平成17年1月 税理士登録 平成23年9月 アクティビア・プロパティーズ投資法人 監督役員（現任） 平成25年1月 税理士有賀美典事務所（現任）	0口

・上記監督役員候補者は、いずれも本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

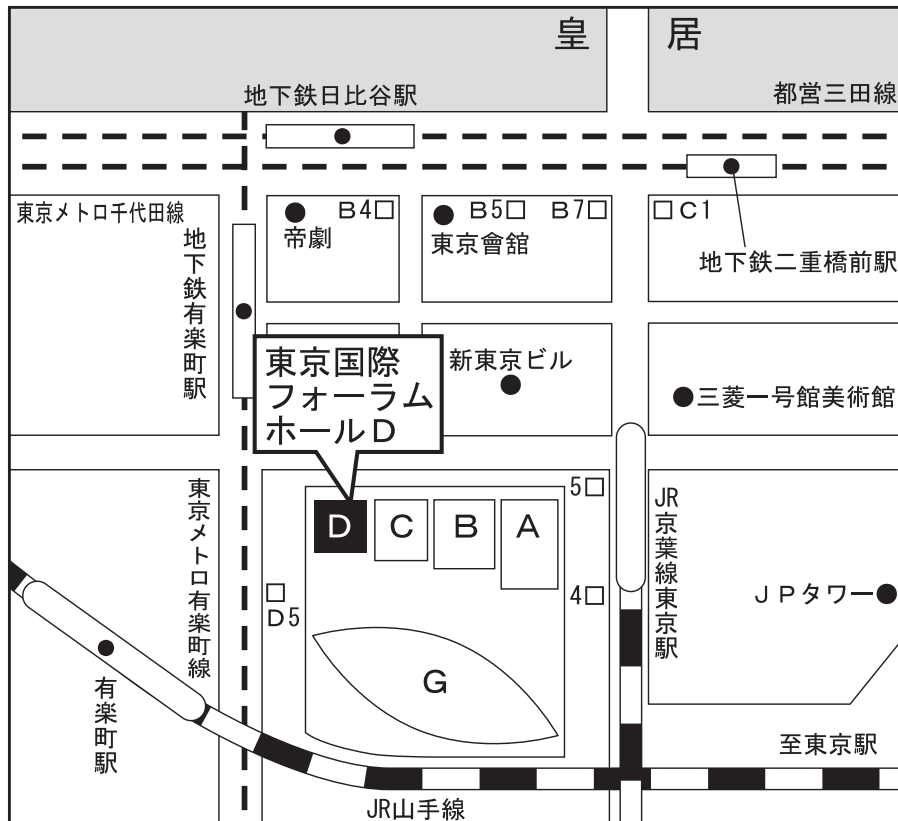
#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。

以 上

## 第2回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号  
東京国際フォーラム 7階「ホールD7」  
※受付はDブロック6階にご用意しております。  
電話 03-5221-9000 (大代表)



### 交通のご案内

J R 有楽町駅 (国際フォーラム口) 徒歩1分  
東京駅 (丸の内南口) 徒歩5分  
※京葉線東京駅出口4と地下1階のコンコースにて連絡  
地下鉄 東京メトロ有楽町線 有楽町駅 徒歩1分  
※出口D5と地下1階のコンコースにて連絡

なお、当日は、駐車場の用意はいたしていませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

恐れ入りますが、同封の議決権行使書面を会場受付(6階)にてご提示ください。